

京都大学大学院理学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(専攻及び講座)</p> <p>第5条 理学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>数学・数理解析専攻 相関数理講座、表現論代数構造論講座、多様体論講座、解析学講座、基礎数理講座、アクチュアリーサイエンス客員講座</p> <p>物理学・宇宙物理学専攻 相関重力基礎論講座、物性基礎論講座、非線形物理学講座、物質物理学講座、量子光学講座、物質・時空基礎論講座、粒子物理学講座、核物理学講座、宇宙放射学講座、宇宙物理学講座、宇宙構造学講座</p> <p>地球惑星科学専攻 相関地球惑星科学講座、固体地球物理学講座、水圏地球物理学講座、大気圏物理学講座、太陽惑星系電磁気学講座、地球テクニクス講座、地球物質科学講座、地球生物圏史講座</p> <p>化学専攻 相関化学講座、理論化学講座、物理化学講座、物性化学講座、無機化学講座、有機化学講座、生物化学講座</p> <p>生物科学専攻 相関動植共生学講座、自然史学講座、動物科学講座、人類学講座、分子植物科学講座、進化植物科学講座、情報分子細胞学講座、機能統合学講座、高次情報形成学講座</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、理学研究科の専攻に協力講座を置くことができる。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、<u>理学研究科の専攻に学外の研究機関との連携に基づく講座</u>（次項において「<u>連携講座</u>」という。）を置くことができる。</p> <p>4 協力講座及び<u>連携講座</u>に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(専攻及び講座)</p> <p>第5条</p> <p>(同 左)</p> <p>2</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、<u>理学研究科又は専攻に客員の教授、准教授をもって構成する講座</u>（次項において「<u>客員講座</u>」という。）を置くことができる。</p> <p>4 協力講座及び<u>客員講座</u>に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。</p> <p>附 則 この規程は、令和2年9月29日から施行する。</p>